# 塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年12月21日(火) 午後1時00分

場 所 第一委員会室

### 協議事項

- 1 あいさつ
- 2 第14回特別委員会協議内容について
- 3 協議事項
  - (1)議会基本条例提案について
  - (2)その他

# 出席委員

| 君 | 努  | 中村 | 副委員長 | 君 | 勝寿  | 金子 | 委員長 |
|---|----|----|------|---|-----|----|-----|
| 君 | 光明 | 小野 | 委員   | 君 | 政治  | 塩原 | 委員  |
| 君 | 明子 | 鈴木 | 委員   | 君 | 巳年男 | 中原 | 委員  |
| 君 | 長勲 | 中野 | 委員   | 君 | 寿子  | 丸山 | 委員  |
| 君 | 輝明 | 中原 | 委員   | 君 | 圭吾  | 古厩 | 委員  |

## 欠席委員

なし

#### 議会事務局職員

事務局長 酒井 正文 君 事務局次長 成田 均 君

議事調査係長 青木 初美 君

午後1時00分 開会

**委員長** それではお疲れさまです。ただいまより第15回塩尻市議会基本条例特別委員会を開催いたします。 議長、ごあいさつをお願いいたします。

# 議長あいさつ

**議長(塩原政治委員)** どうも皆さん、きょうは大変お忙しい中、お集まりいただきまして、大変御苦労さまでございます。前回の14日の日に一応、委員会としての承認をしていただきまして、きょうはまた、委員長から議運での話の内容をしていただきます。そして、きょうここで皆さんに、あしたどういうふうにするかを御説明いただきたい、そんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

**委員長** ありがとうございました。鈴木委員については、遅れる旨の御連絡がありますので、御了承お願いい たします。それから副議長、ちょっと公務がございまして、午後2時には退席するということですので、御了承 をお願いいたします。それでは、早速前回委員会の経過報告を青木補佐お願いいたします。

#### 第14回特別委員会協議内容について

議事調査係長 お願いいたします。お手元の資料No.1をごらんいただきたいと思います。12月14日午後3時から開催されました第14回特別委員会の協議内容の結果等について申し上げます。この日の議題は4項目ございました。1つ目の検討事項及び内容について、概要を申し上げます。

(1)の塩尻市議会推進組織についてでございますけれども、条例案第19条の規定に基づき、推進組織を設置する必要があるため、推進組織の具体的な部分について、正副委員長、議長及び行政係と協議のうえ作成した設置要領(案)についての説明及び質疑を行いました。その中で出された御意見や方針については、次のとおりでございます。

設置要領(案)の第3条委員につきましては、議長及び副議長並びに議長が指名する者をもって組織するとあります。その考え方は基本的には議会運営委員会の人数と同じ10名で、各会派から選出された委員で構成する 予定であるということ、また、議運と同じ考え方なので、オブザーバーの方の出席も可能となります。

次に、設置要領(案)の名称が、塩尻市議会推進組織設置要領とあるんですが、これでは何の推進組織かわからないという意見がございまして、塩尻市議会基本条例推進組織設置要領という名称に変更することになりました。

次に、設置要領(案)は今回初めて示されたわけですから、議員の皆様に納得感をもっていただくために、特別委員会の考え方や方向性を一度お示しをしたほうがよいのではないか、との御意見がございました。基本条例に記載されている組織で、あくまでも内規であるため、特別委員会で決定していくという結論に達しております。

2つ目としまして、塩尻市議会基本条例パブリックコメント等意見集約についての報告がありました。

- (1)全市民を対象に実施したパブリックコメントに対しての意見はございませんでした。
- (2)各議員対象に実施した意見集約に対しての意見、これもございませんでした。
- (3)議会運営委員会、11月24日に開催されたわけですが、条例案をお諮りした際に、条例制定・条例制定前の規則等の整備、特別委員会の組織に対しての意見が出されました。特別委員会としては、議運の御意見についての報告を受け、質疑、検討を行い、今後の参考にさせていただくということになりました。

3つ目といたしまして、塩尻市議会基本条例(案)の最終決定についてでございますが、(1)条例案はパブリックコメント等がなかったので、前回協議した内容をもって最終決定案とする。

- (2)議会報告会実施要綱は、行政側に再度確認をしていただき、文言の修正はかけましたが、前回と同じ内容で最終決定とするということになりました。
- (3)塩尻市議会の文書質問の申し合わせ事項につきましては、行政側との確認を行った際、申し合わせ事項の趣旨3に、文書質問票(別記様式)に記載、こういった文言があることから、文書質問票の様式を新しく作成いたしました。

4つ目といたしまして、塩尻市議会基本条例案提案についてでございますが、議運の中から意見が多いことを 踏まえ、議員の理解度を深めていただけるように、各会派に戻って、会派の皆さんの御理解をいただくというこ とになりました。 20日の議運に正副委員長が出席し、丁寧に説明をしていくことで理解や同意を得ていただけるような方向に 進めていきたいということでございます。

2 1 日の午後 1 時、きょうでございますが、もう一度委員会を開催し、議運の件も含めて報告し、最終提案の件を煮詰めていくということになっております。

最終的に、自治法上、特別委員会で提案ができることが明確なので、条例案については、12月定例会の最終日の22日に塩尻市議会基本条例特別委員会の委員長名で提案をするということで意思が統一されました。報告は以上でございます。

**委員長** はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではですね、引き続き議会運営委員会のほうへ正副委員長が出向きまして説明をしてまいりました。 3枚目になりますか。こちらの議会運営委員会協議会説明(質疑要旨)というのが書かれてございます。こちらについてですが、事務局、簡単に説明をお願いした後、補足したいと思いますのでよろしくお願いします。

**議事調査係長** お願いします。それでは、きのうなんですけれども、午後1時からここで議運が開催されまして、その席に金子委員長と中村副委員長、お二人がお見えになりまして、条例の説明をいたしました。その中で、ここに書いてあります1と2、2点が保留となりまして、きょうここで検討をしていただくという内容になっております。

1つ目といたしましては、塩尻市議会文書申し合わせ事項、この案についてでございます。

それからもう一つは、条例と実施要綱の整合性についてということでございますが、よろしくお願いいたします。内容も申し上げたほうがよろしいですかね。

委員長 よろしくお願いします。

議事調査係長 はい。それでは、1番の申し合わせ事項について、どのような意見が出されたかということでございますが、ここでは条例の第11条の第3項に規定されている、市長との関係の部分でございます。資料2-5をごらんいただいてよろしいでしょうか。ここの申し合わせ事項は具体的な手順等が書かれているわけですけれども、2番ですね。趣旨の2のところ。例えば、文書質問は、議会閉会中において、早急に市政の課題について問う必要がある事項に限るものとする。こういった部分を受けまして、果たしてこういった正式な文書で質問をしなければいけないのかどうか、またその文書質問で出てきた回答というのは、正式な行政側の一担当者としての回答ではなくて、市全体の政策としてきちんと間違いのない正式な回答という解釈でよいのか、そういった質問がございましたし、もしそういうことで、そういう解釈ということであれば、何らかの形できちんと文書で残していくべきではないかということです。それから、そこの資料にもありますが、公な回答ということであれば、きちんと本会議での質問と答弁というような形と同じように、どうなるかは別として、きちんと文書で残していくような方向で決めていったほうがよいのではないかという御意見でございました。

それから次の条例と実施要綱の整合性についてでございますが、資料2 - 1をごらんください。条例の第10条をごらんいただきたいと思います。この10条を見ると、議会はすべての議員が参画して、このように表記されております。しかし、議会報告会の実施要綱を見ますと、資料の2 - 3になりますが、第2条のところでございますが、報告会は原則としてすべての議員が参画し、開催するとありまして、ここに原則という言葉が、条例のほうではすべての議員という表記でありますし、要綱のほうでは原則として議員は参画しろというような表記

になっていまして、この条例と要綱の整合性が図れていないのではないかという御意見がございまして、この2点について、きょうの特別委員会で議論をしていただくということで、きのうは会を閉じておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**委員長** はい、ありがとうございます。今、事務局から説明がございましたとおり、議会運営委員会に条例等、こちらの資料と同様のものを提出いたしまして、正副委員長で説明してまいりました。議会運営委員会の委員のほうからは、こちらの資料のような御意見がございましたので、これについて当委員会で検討をしてまいりたいということでございます。小野委員、何か。

**小野光明委員** この2点のほかにもですね、期日の問題、いわゆる施行日の問題等についてあったので、私はこの2点だけというのはちょっと違うんじゃないかなという気がするんですが。

**委員長** その部分、提案のところでもう一度扱いたいと思うので、先に具体的な条例に関する点を先にやらせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは申し合わせ事項のほうですが、前後して申し訳ありません。資料の2 - 5です。こちらのことに関して、議運のほうから、議会運営委員会のほうでは、いわゆる行政側からの回答について文書で残しておくと。この2 - 5のさらに裏に、質問票で出した、それに回答が返ってくるんですね、行政側から。どういう文章になるかまだ書いてみないとわからないんですが。それをきちんと公文書として議会で扱いをどうするのかを検討していただきたいというか、きちんと決めていただきたいと。付随の意見としては、きちんと公文書としてとっておくということをしていただきたいという意見がございました。国会のほうですと、国会のホームページへいきますと、質問趣意書ですね、の場合はだれでも見れるような状態になっておりますので、ホームページに限らず議会で公文書として保管をしておけばいいのかなと。保管については、いわゆる一般の公の文書と同じ年月の保管期間でもいいのかなと、私個人的には思っておりますが、皆さんの御意見をお伺いしながら、その取り扱いについてここで決めるというか、方向性を出しておきたいと思います。いかがでしょうか。

中野長勲委員 ちょっとその前にさ、今気がついたんだけど、ここの文書質問票の中で、黒のボールペンまたは黒インキというんだけど、これ今万年筆がまた最近出てきているけれど、万年筆ってのは黒。

塩原政治委員 黒か青か。

中野長勲委員 黒インキを使うと、そういうこと。

**委員**長 これはちょっと事務局のほうに回答をお任せしたい。いいですか。

事務局次長 万年筆、青系統あるかと思うんですけど、ちょっと青系統はですね、リコピーをとった時に、不明なところが出ちゃうものですから、それで黒としておいていただいて、これをコピーがとれるという。そういうようなことで黒ということでもってお願いをしたということですけれども、全然見えないことはないとは思うんですけれども、そういうことでちょっとお願いしたいんですが。

委員長 パソコンのケースも入るものですから、一応念のために書いたということだと思います。

中野長勲委員 これもじゃあ、黒か青かということで、審議はしたわけだね、どこかで。

事務局次長 はい。これ、参考にさせていただいてですね、今まで何て言いますか、こちらで出していただいた議案質疑だとか、そういうのもこういう形でもって出させてもらっているものですから、それを使わさせていただいたということでありますので、お願いしたいと思いますけれども。

委員長 よろしいでしょうか。

中野長勲委員 はい、わかりました。

委員長 はい、じゃあ。どうぞ。

**鈴木明子委員** いいですか。済みません、遅れてきまして。この件につきましては、やはりこれだけの要綱を 決めた、要綱というか申し合わせ事項を決めただけではなくて、こういう様式も決め、回数も制限を加えたとい うことで、質問と同じ扱いということで、議事録として残していくのが適当ではないかというふうに思います。

**委員長** という意見でございますが。議長、何か。

中原輝明委員 ちょっといい。これ他市なんてことは関係ない、ここでやればいいことだが、ほかの他市というのはどんなぐあいになっているのかが1点と、ただ問題は、質問する、この紙に書くはいいけれども、幼稚な、おかしなものを書けば笑われるで、よく勉強して、お互いにやらないとこれはバッテンだよ、議員は。何でも書きゃいいってもんじゃないだ。質問する内容をきちんと精査してやらなきゃ。それこそ笑われる種だよ。何でも書いて、ちっとばかりのことでも何でもやりゃあいいってもんじゃない。大体議員ってのは何をやるかやらないかというのは、これは基本だわ。重箱の隅つついてりゃいいってもんじゃないだ。何回質問したって。塩尻は体制はどうするかっていうことを大きい気持ちで考えた中の、1点1点の質問にしてもらわなきゃ。おれはそれだけ望んでおくわ。これは本当だよ。いい。以上です。

**委員長** では他市の話を。これは所沢市の。

事務局次長 済みません。ちょっとそこのところは所沢市の調査はしてないんですが、文書質問ができるということでお話聞いたんですけど、これは多分議事録として残すくらいの、そういう取り扱いになっているかという、ちょっと聞いてないものですから、済みません、ちょっと。あとそれからですね、よそではあまりこの質問票というのはちょっとあまり聞いてないものですから、済みません、ここで独自に考えていただいてと思いますが。

委員長 ということです。

中原輝明委員 了解。

**委員長** ほかに取り扱いについての御意見ございますか。今、議事録と同様の取り扱いでどうであろうかという御意見が鈴木委員のほうから出ましたが。ほかに、特にありませんか。

中原輝明委員 いいと思う、それが。

委員長 それがよろしいですかね。

中原輝明委員 そりゃ、残したほうがいいさ。

委員長 ほかに。丸山委員何か。

丸山寿子委員 いや、いいです。その意見と同じで。

**委員長** 意見と同じでよろしいですかね。どういう取り扱いがいいかについては、細かい部分は事務局にどうしてもお願いすることになりますが、議事録と同等の扱いというか、きちんと事務局でそれをとっておくこと、まず保存。それから各議員には必ず回答は全員に回ります。ですので、あと、この保存については、何年間の部分は、いわゆる行政側の保存年月に準じてもいいのかなと思いますがね。そのほうがこっちでまた内規をつくらないで済むということもありますが、皆さんどうでしょう。じゃあ事務局、何年なのか教えてください。

事務局次長 一応今議事録は永年保存をしてますので、その永年保存が必要なのかどうかということで、保存は可能だと思います、永年でもって。新たに項目をつくれば。それともう一つ、書類の場合は議事録でしたら、何て言いますか、議会のインターネットのほうでの情報公開もやってるもんですから、それもあわせて行うということでよろしいかと思います。これもちょっと確認だけお願いしたいと思いますが。

**委員長** では、永年というのは可能であるということと、インターネットの閲覧について可能にするかどうかということですが。

**鈴木明子委員** 可能でいいんじゃないでしょうか。済みません。そんなにむやみやたらに何枚も何枚も出てくるというものではないというふうにも思いますので、やっぱり必要に応じて、この申し合わせ事項に沿って出されたものである以上は、そういうふうに扱われるべきでしょう。

**委員長** 保存年限については御意見。永年保存で。

**鈴木明子委員** 議事録と一緒でいいんじゃないでしょうか。

塩原政治委員 議事録に順ずると。

**委員長** そうですね、同じですね。失礼しました。では、特に御意見、ほかになければ、議事録に準じて永年 保存ということにしたいと思いますので。また、インターネットでの閲覧可ということにしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

副委員長 じゃあ、ここの申し合わせ事項に、9なり何なり載せるということですか。

**委員長** この文書質問についてですね。そうですね、こっちで載ってたほうがいいのか。

副委員長 ここにないもんでこういう質問が出てくるんだけどさ。

委員長 事務局、回答できますか。

事務局次長 それでは今その動きがありましたんで、9としてですね、ちょっと言葉は考えさせてもらいますけども、内容を例えば議事録と準じて保存及び情報公開を行うというようなことを付け加えていきたいと思っております。お願いします。

**委員長** 今事務局から説明があったとおりです。文言についてはちょっと御一任をいただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

# 〔「はい」の声あり〕

**委員長** はい。それでは次に移ります。 2 条例と実施要綱の整合性についてに移ります。先ほど説明がございましたが、議会運営委員会のほうから御指摘をいただきました。具体的にはですね、まず条例の 1 0 条。 1 0 条 ちょっと読み上げます。議会は、すべての議員が参画して市民に対する議会報告会を年 1 回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに意見交換を通じて市民の意見を議会の活動に反映するものとする、という部分の、一番最初の冒頭ですね、議会はすべての議員が参画して、という文章がございます。 こちらとですね、資料の 2 - 3 ですね。 こちらのほうのですね、第 2 条ですね。 こちら議会報告会の、報告会は、原則としてすべての議員が参画し開催する。という形で書かれています。 ここで、条例ではすべての議員が参画してと書いてありますが、要綱のほうには原則としてというのが前に入っていると。 これは整合性が合わないのではないかという御指摘をいただきました。 この場合、合わないので合わせるべきだということなんですが、御意見をお伺いしたいと思いますが。 本来条例のほうが、原則としてというのが入っておりませんので、ちょっと要綱になぜ原則としてと入

ったのかと言われたら、少し私もチェックが足りなかったのかなと思うんですが。

**副委員長** 多分要綱のほうは、意味合いとして、原則という、その議会報告会に、原則としてすべての議員が 出席するというような意味合いだったと思うんですよ。都合があったり、何らかの理由で全員じゃないことも仕 方ないということで、原則という言葉が入ったような気がするんですよね。

丸山寿子委員 済みません。まず参画がどこまで参画かで、当日の参加することも一つあるんだけど、準備の段階からかかわって意見を言ったりとか、それも参画ってことも一つあると思うし、あと報告会も、その議会によってのやり方で、当番制で必ず全員が一度に出るようにしてない議会も確かあったように思うんですけど、それはその申し合わせじゃないは、決め方で、地区に分かれてくというような時は、ある程度の当番制で、出る議員と出ない議員といたりとか、そういうこともやってるところもあったと思うので。都合が悪いってことも中にもあるかもしれないんですけど、原則としてというのはなくても、その企画の段階から、議員が全員がちゃんとそこの中に報告会をやるということに関してかかわるということでは、参画という言葉があればいいようなふうにも私は思うんですが、どうでしょうか。原則としてと書くことで、かえってあいまいになるかなと思います。

**委員長** 原則として、をとったほうがいいということですね。

**鈴木明子委員** あれですかね。条例に原則としてっていうような文言が入るっていうのは、ちょっと考えられないんじゃないでしょうか。

**丸山寿子委員** なくてもね。それはそういうことで申し合わせて。そういうことですと規定すれば。

**鈴木明子委員** 要綱と条例との違いというようなことでは、納得は得られないんですか。

**委員長** このままであっても、条例はこうだけど、要綱のほうではこういう規定。

**鈴木明子委員** 実際に行う段階では、今、丸山委員が言われたような要綱ということでいいですかね。

古厩圭吾委員 例えばね、これ条例でうたったほうが当然優先するんだが、例えば一般的な感覚から見ると、そのすべての議員が参画してってあるじゃないかという指摘を受ける可能性十分ある、いろんなところでね。それで例えばその参画って意味が、こういう素人、今丸山さんが言われたような、そこの話はそれなりにはあるかもしれないけれども、そのことってのはいちいち説明して歩かなきゃいけないようなところへつながっちゃうだけどさ、例えばこのすべての議員が参画してって部分がなかったらどういうことになるだ。議会は市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすというような形でやって。例えば絶対にだれがというところまで全部言った場合に、できてなきゃ無効じゃないかとかいうようなことを言われたりしたらさ、どういうふうになるだ、これ。そうすると、そのことに触れなんでおいたほうが、いやそういう意味は含まれてるよという言い方が可能な部分がさ、だれがいなきゃだめだよみたいなことを全部言っちゃうと、結果的には自分の首しめかねない部分につながって、言ってることやってないじゃないかということを言われかねないでき。この部分なくても、ないからだめだと言われる筋合いはないじゃない、これは。報告会を開催するって言ってるんだから、議会が。

**委員長** 今そういう意見が出ましたが。

**丸山寿子委員** 一人でも欠けたら成立しないとか言われると困るんだけども、ただ、やっぱり議会が議員の意思でこの条例をつくってやっていく以上、やっぱり、例えば行政のやることだったら、議員は賛成とか反対とか、 行政が執行するならいいんですけど、議会がみずから決めてやってくことなので、やっぱり議員は一丸となって みんなでっていう意味を考えると、そんな意味ですべての議員って入れたんじゃないかなというふうに、振り返ればちょっと思うんですけど、どうでしょうか。

古厩圭吾委員 意味はそのとおりだと思うだよね。ただしそれを例えば逆に逆手にとってね、指摘された場合にさ、じゃあこれやったって、例えば一人欠けてたら、そのことによってこんなの意味ないじゃないかみたいなことを言われたら、何だったかしらになっちゃうわけ。例えばそれだでこそ、その後のほうの、このことに対する申し合わせ事項ですか。じゃないや、何だっけ。そういう部分でフォローしてるんだから、それでいいじゃないだ。これは抜いちゃったほうが。

**塩原政治委員** 古厩さんの言うこともよくわかるんだけど、やっぱ主体がないといけないんじゃないかなと考えると、すべてだけ抜くだけでいいんじゃないですか。さっきも言われたように、議員はどういう議員かというと、基本的、原則的には全員参加という形で読んでいけば。

中野長勲委員 今議長が言うのは、例えば第10条は、議会は議員が参画して市民に対する、とこういう意味だね。それとこっちの要綱のほうは、議会は議員が参画し開催するという意味にとれるわけ。すべてをとっちゃって。

**塩原政治委員** だで、要綱のほうは、基本的には、原則を入れれば、議員が、はおかしくないんじゃないですか。

事務局次長 条例からいくと、すべてをとるとおかしいことですけれども。すべてだけとった条例はおかしい と思います。

小野光明委員 何で。

事務局次長 議会は、議員が参画して市民に対するっていうのは。

**小野光明委員** そっくりとったら、そっくりとればいいじゃん、じゃあもう。

事務局次長 それはちょっとおかしいと思います。

委員長 ちょっとじゃあ待って、待って。いいですか。

**鈴木明子委員** 古厩委員が言ったみたいに、条例のほうを、議会は市民に対する議会報告会を、ってやれば何ら問題はないんじゃないかと思います。それで要綱のほうの、原則全員参加というのは今でいけばいい。

委員長 趣旨が変わっちゃいますかね。それでは。

古厩圭吾委員 変わる。

**委員長** 参画しない議員もいてもしょうがないというとらえ方にもなるんですが。

**古厩圭吾委員** いなきゃいけないと言っちゃった場合に、絶対に守れるかという部分でさ。それは参画なんてのは言い逃れに聞こえるよ、一般の人が聞きゃ。

**委員長** そういう価値観もあるかと思いますが。もうちょっとお話聞かせていただいてよろしいですか。

**丸山寿子委員** 男女共同参画のやっぱり制定した時に、前も発言したんですけど、やっぱり参加ではなく参画ということは、計画の段階から、例えば市民が意見を言うとか、行政も言うとか、いろいろな立場の人が意見を出すことやら、行動することやら、それが参画だということを考えれば、その議員が当日出るのはどこの場所に出るかとか、今回は出ないとかあるかもしれない、それは決め方ですけど。でも、意見を出して、一人一人が意識をもって、たとえ一つのことでも発言することも私は参画だと思うんですよね。それが理解されないって言え

ばちょっとあれですけど。でもそれを言ったら、男女共同参画の条例もそういうことで規定してますので、質問されたら説明をすればいいと私は思うんですが。すべて。議員がやっぱ提案するものなので。

小野光明委員 せっかく議会があるからさ。

**塩原政治委員** 今、鈴木さんが言われたのはあれだよね。議会は市民に対する議会報告会を年1回以上開催するものとする、ってこと。

丸山寿子委員 というほうに文章がつながるということですね。

塩原政治委員 それも一番すっきりするかな。

古厩圭吾委員 それもとにかく言われる筋合いでね。

丸山寿子委員 それは私が言った意見じゃなくて、古厩委員が言った、最初の。

委員長 小野委員、どうぞ。

小野光明委員 私も同じで、議会が、議員報告会ではないので、議会報告会なので、議会はその市民に対する議会報告会を年1回以上と、議会の説明責任を果たすとともに意見交換を通じて市民の意見を議会は反映するということで、すべての何だのということよりもすっきりしていいんじゃないかと思いますけど、そうすれば。

塩原政治委員 要綱のほうで、原則としてと。

**小野光明委員** 原則としてを入れれば問題ないのかなと思います。

丸山寿子委員 原則として、を入れるの。

小野光明委員 だから後で、こっちの。

事務局長 もちろん、条例のほうが大きい部分で、要綱を絞ってやるとか、それは全然問題ないと思うんです。ただ、つくり方の最初の時に、私も一応聞いていまして、やはり議会基本条例、何が目玉的なものかということで、目玉ってのはやっぱり2つ3つ当然出てくる。塩尻市のじゃあ目玉は何かと言われた時に、塩尻市は、報告会はこういう形でやりたいということで、これはすべての段階から、議員が携わってやってきたからということで、多分あえてここで入れてあった気がするんですよね。わざわざこうやってすべてのという。ですからそれを、当然いろんな議論はそれぞれの議員さん方ですのでありますので、私たちは事務方ですのでいろいろ言うことではありませんけれども、最初は確かそういう形でもって。この議論を少ししたような気がしますので、それを思い出してやっていただければというふうに思います。ですので、これは全く外しても問題はありません。とれても全然問題があるはずがありませんので、それはどっちでもいいもんですから、そこは検討していただければというふうに思います。

**委員長** 議会報告会にいわゆる参画しない議員がいるということは想定はしてないですし、また古厩委員がおっしゃるとおり、すべてと書いた場合に、すべてって書いてあるのに、変な話、その会場にいなかったら来ないじゃないかということを言われかねないという御意見もあって、そういう今の提案だと思うんですが、いわゆるそのすべての、今、参加してだったら、今の古厩委員の御指摘の部分の心配な部分があると思うんですが、参画というのは、いわゆる準備の段階から始めていく。また、ここからは可能性の話で大変恐縮ですが、いわゆる議会報告会を地区ごとに、議員を班割りしてもし行うようなことが将来的に出てきた場合には、逆に条例にこう書かれているからこそ、きちんと各議員がそれぞれの担当で参画してやっているという部分では、すべてのというふうに入ることのほうが、条例のいわゆる趣旨等を満たすにはいいのかなと、前文等、と思いますが、古厩委員

いかがでしょうか。

古厩圭吾委員 その思いはわかるだよ。ただしそれは、結構難しいところにつながりかねないようなものを含んでいると思うよ、おれは。議会は、って言ったって、構成するのは議員なんだから、報告会をするよということを言ってるんだから、それでいいじゃない。そのことの細かい内容は、その要綱なり何なりでもってやってますよと。そこで今の話が出てきたら説明できる。そのほうが無難じゃないかなって気はするね。ここをあんまり強調しすぎると、さっきの話につながって、あいつ来てないじゃないか、こいつだめじゃんかみたいな話に、指摘されかねないような部分で、あるいはどのくらい何をやっただか、みたいな話をどんどん出されりゃ、それは悩ましい話になるんじゃないの。

**委員長** 議会報告会自体がまだ見えてない段階で議論するってことは非常に難しい。だから今のような疑問だったり、不安だったり、予測されることも出てくると思うんですが。本条例、パブリックコメントを終えて、あまりこれは理由にしてはいけませんが、できるだけこのままいきたいなとは思っているんですが、ほか、皆さんからもうちょっと御意見を聞いていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**小野光明委員** やっぱそういう指摘があった以上、いわゆる温度差の問題にもなってしまいますけれども、議会がどの程度と言ったら失礼かもしれませんが、そういう指摘があって、これはおかしいという時に、やはり議員みんなでつくる条例なので、その辺、やはり反映して、条例、先ほど言ったように、すべての議員が参画してというのをとっても、実施要綱で原則としてすべての議員が参画し、ということであれば、私は納得度が高いと思うんですが。

**委員長** ほかにありますか。あまり委員長がしゃべるといけないかもしれませんが、議会をしばるわけでは、 基本条例ってある意味ルールですから、観念的なことは入れていきたいんですが、どうでしょうか。これはそれ ぞれのお考えなので、もう少し御発言なさって、御意見いただければと思いますが。

中原輝明委員 発言もいいんだがさ、もう集約させていいじゃないか。2通り出てるんだから。

委員長 いいですか。

中原輝明委員 だから委員長があまりにも固執するでいけないだ。ここにいる委員の皆さんに任せりゃいいだ。 おれはいつも言ってるけどさ、これ出したで、おれが最後までこうしなきゃいけないって言って。ここで出た意 見は、ここにいる皆さんが判断して、多いほうがいい意見だったということでしょうがないぞ、これは。行った り来たりしてるだけだしな。

委員長 そうですね。

中原輝明委員 そうじゃん。それで委員長の気持ちもわかるがな。

**委員長** これ経緯がね、ここまでこういう形になったものから変えるにはそれなりの理由があると思うんですが、今、古厩委員の御指摘とあったんですが、よろしいですか。じゃあ、多数決をとるんではなくて、少し。

**中野長勲委員** これさ、質疑をする、この議運の説明会の中でね、一番下の項目で括弧書きの、条例と要綱に 原則を入れて統一したほうがよいという、こういう意見があったってのは、これは議運で出たわけかい。

小野光明委員 いや、出てないと思います。

中野長勲委員 これはどこから出てきた案。

議事調査係長 きのうの議運の中でこういう意見が出されました。そこをまた検討してほしいという、そうい

う御意見がございました。

事務局次長 例えばこれ原則をとるか、このままでいくかという。

**小野光明委員** その整合性をとるという、意見として聞いただけなので。

事務局次長 今、ちょっと補足させてもらいますけど、昨日の議運の中ではですね、条例と要綱に、原則という言葉があるないってのはおかしいから、何か、条例に原則という言葉を入れるか、あるいは要綱の中の原則という言葉をとるか、どちらかに統一をしたらどうかっていう御意見でありました。そういうことでございます。

**小野光明委員** 最終的にはだから、あそこでも断ったけど、こっちがあるんで、あくまで意見として。どうしるっていうことまでは受けてないと思います。

事務局次長 はい、そういうことです。

中野長勲委員はい、わかりました。いいです。

丸山寿子委員 でもさっきの説明では、済みません。後のほうの、こちらのほうに原則があってもいいということだったんですよね、説明では。条例のほうでは原則つけるのはおかしいけど。使っていいってことなんですか。

**事務局次長** 要綱の中での原則という言葉は入れても、それは要綱的にはおかしくはないと思います。ただ先ほども言いましたように、議運の中ではそれはあまり。

**小野光明委員** 議運としてまとめたわけじゃないから、それは許してほしいよ。

事務局次長 そうです。了解しました。議運の中ではそういう意見が。

**小野光明委員** 御指摘があったというだけで、議運でこうしろと言ったわけじゃないので。

**委員長** ちょっとじゃあ分けて話をしたいと思うんですが、まず原則という言葉はあまり条例とか要綱にはなじまないということがございます。あともう1点は、先ほど本条例の、本文の10条のすべての議員が、というところを削除するか否か。先に条文の話をした後から、原則についてやりますか。

丸山寿子委員 原則を先に聞いたほうがいいような気がする。変っていうことの。

小野光明委員 それを別にしてくれないかな。議運で出たからってこれを別にしてもらわないと、それは。

丸山寿子委員 私はいいんだけどさ、原則を入れると、おかしいかどうか。

**小野光明委員** わかってると思うんだけど、議運で出た原則を決めるという話はこっちにかかってるんで、これはちょっと違うと思います。

**鈴木明子委員** ここで決めるにあたって聞こうと思ってるんだよね。

**丸山寿子委員** そうは言っても、文章として、こういうものの文章として、原則の入ることがおかしいかどうかってことを、事務方のあれとしてまず、ちょっと聞きたい。

**小野光明委員** こんなことは決めてないし、議運でだって。ほかの意見がないじゃん、だって。

丸山寿子委員 それはそうだけど。

**小野光明委員** それだったら、これをなんでわざわざ書くかということがあるよ。だったら全部入れてほしいなと思うよ。

丸山寿子委員 議運以前に、もし何か。

中野長勲委員 済みません、ちょっと余計な質問しちゃったけどね。

小野光明委員 だって、これだけあってもおかしいよ、こんなの。

中野長勲委員 こういう項目が出てればね、こういう項目が出てれば、これに対して統一したほうがよいという意見があったとすればね、これは統一できない状態だから、その辺のところはクリアできるかどうかという心配をしてるもんで聞いたところだもんで。だからその内容は議運とは関係ないということだから。了解です。ということだから、今、まとめにかかるかやと思うんだけれど、10条の件と、それから要綱の件は、こんな形でまとめてもらえばいいかなと私は思います。あとは意見言ってください。

**委員長** じゃあちょっとまとめたいと思いますが。

**丸山寿子委員** だけど委員長、済みません。事務方の文章のつくり方の基本として、原則というのが、後のほうのものでも、入れることがどうかってことだけ教えてもらいたい。

事務局次長 条例の中ではですね、原則という言葉はあまり使わないと思います。ただ要綱の中ではですね これは行政係のほうにも確認をして、2回ほど見ていただいてありますけれども、原則という言葉は要綱の中だ ったら使用していってもいいんじゃないかなということであるかと思います。お願いします。

中原輝明委員 さあ集約しましょ。これ、一つじゃ長いよ。

**委員長** そうですね。はい。そうしましたらじゃあ、原則については、どうですかね。削除する方向のほうがわかりやすいのかなとは思いますが。

丸山寿子委員 でもあってもいいっていうからさ。

**小野光明委員** 条例の中ではだめなんでしょう。実施要綱としてはいいでしょう。

**鈴木明子委員** だって今、意見として出されているのは、すべての議員が参画してっていうのをとって、要綱のほうの原則を残して、それでいいんじゃないかっていう意見が出ているわけで。

**委員長** 先に条例のほうをやりますね。原則のほうの話。じゃあ、先に条例のほうを決めてから話をしましょう。じゃあ条例のほうの、議会はすべての議員が、の部分を削除するんですが。

中原輝明委員 いや、するじゃなくて。

委員長 する場合に、ちょっと文章を考えさせてもらってもいいですか。そうは言っても。

鈴木明子委員 参画のところまでを。

小野光明委員 参画してまでをとって、市民に対するっていうことにつながるから。

**委員長** 議会は、の以下、議会はすべての議員が参画してを削除して、議会は市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、という形にするということでよろしいですかね。

中原輝明委員 よろしいですか。ちょっといい。

委員長 じゃあ、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** ではそういう形で変更をかけたいと思います。変更をかけます。

じゃあ確認ですが、要綱は、原則についてはこのままこの要綱を残しても、特に整合性が合わないということ はないという解釈でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

**委員長** はい、わかりました。ありがとうございます。それで、小野委員、先ほど、あと、議運で出た提案の

話は、提案のところで扱いますのでよろしくお願いします。2条例の整合性まで終わりましたので、進めます。

#### 議会基本条例提案について

委員長 それでは、協議事項の3で、本基本条例案の提案についてを諮りたいと思います。議会運営委員会のほうで、内容については主にこの1点、2点でございました。委員会で検討するという、いわゆる条例の中身については、委員会で出ましたのは、提案時期について、なぜ1月1日なのかといった部分がございましたが、それについてはまず他の基本条例等でも大体議決の翌月の施行になっていると。また、半年間置いた例もございます、北名古屋市等で。そのことについても説明をいたしましたが、北名古屋市においては特定の理由があったということで説明をいたしまして、その条例の時期についてはいろいろ御意見がございましたが、平行線という形で、できるだけ説明は尽くしましたが、委員会に戻って検討するという形になってまいりました。ということと、あと補足。済みません。

事務局次長 先ほどちょっと小野委員さんからもお話がありましたけれども、議会運営委員会の中で、委員長が、きょうこの会議でもって検討するという項目は、会議録、2回ほど聞きましたけれども、この2点でありましたので、この2点をきょう協議していただくように資料として提出させていただいてありますのでお願いしたいと思います。

**委員長** 済みません。いろいろやりとりがあって。提案についてじゃあ、本委員会では12月定例会に提出するということで、既に皆さんの計画スケジュール表も出して、何度も確認してまいりましたが、前回の委員会で、そうは言ってもできるだけ議員の皆さんに、全会一致を目指すような形で、各会派を通じて御理解を賜るようお願いをするという話で、もう一回、本日の会議となりました、というとこであります。最終決定を本日、したいわけですが、それぞれ。

小野光明委員 言っていいですかね。報告、いわゆる14日の日の一番最後のところでね、4の一番最後の3 行は、これは確認してないと思うんですけど。いわゆる前回の資料1の裏の4番の一番最後のところは、これは 委員長はしたいということではあれなんですけど、さっき委員長が言ったような方向で、こういうことは前回確 認してなかったと思うんですけど、どうですか。

丸山寿子委員 何ていう文章のところ。

小野光明委員 一番最後の3行は。まあいいんだけど、12月定例会の最終日の22日に委員長名で提案するということを、確認はしてなかったと思うんですけど。まあいいや。またそこでやりますので。

中原輝明委員 確認したとかしないじゃなくて、12月に出すという話でお互いに来たんで、そういうことだと思うよ。確認したとかじゃなくて。それをただ黙認したというか、みんなで、その黙認という言葉は悪いが、そうじゃないとそうだなあというような雰囲気だったということだったと思うよ。

**委員長** いずれにしろ本委員会で最終決定をきょうしてまいりたいと思いますので、ちょっとどういう形か、 もし御意見、もしくは会派の皆さんに御説明をしていただくという話を前回の委員会でしましたので、その状況 等も聞きながら。その前に議長。

**塩原政治委員** それもあるし、要するに議運にきのうお話して、議運の御意見もいただいてるわけだよね。それがどういう意見だったかはまずここに出してもらわないと、議運に出てる人ばかりじゃないから。それから、

それぞれの会派の状況がどうかっていうことをやってもらわないと、これを決定するかしないかの議論にはなっていかないんじゃないですか。

#### 委員長 議運の意見を。

小野光明委員 ここ、今2つ出たんですけど、もう一つはいわゆる施行期日ですね。若干、委員長のほうから説明ありましたけど、期日について、異論を出したのが今井さんともう一人、白木委員も、やはりその期日についてね、やはりどうしても僕は引っかかると。個人的な見解もいろいろ述べられたんですけども、いわゆるその温度差ですかね。4月1日だったらいいけれども、なぜそんなに急ぐんだっていうことに対しての理解が、やはり深まってないのかなと。推進組織のことも、きょう初めて知ったみたいな人もいたので、多分それは別だよということを言ったんだけども、やはりその温度差と言うんですかね。14日にあって、きのうまでの中で、説明したところ、ないところがあるんでしょうけど、やはり1月1日ですかね。委員長が説明してるには、ほかはこうだとは言っても、やはり議員がつくるものである以上、二人の意見は、なぜ1月1日なのということに対する理解はそれほど進んでなかったのかなと。具体的には4月1日でもいいじゃないかという話があったと思います。今後ですね、結局1月1日にするにしても、じゃあ実施要領で推進組織というのはつくってみたけども、具体的に何があってどんなふうにするのかっていうところの理解も進んでいないようなので、やはり最終的には施行日に対するやっぱり疑問の声があって、意見が二人からしっかり出たというのは、やはりその辺をしっかり議論した上でやらないとまずいのかなというふうに思いました。済みません。自分の個人的な考えも含めて、議運の出た意見はそういうことでした。

**委員長** 小野委員長さんとしての個人的な意見というのは、1日にこだわりする理由に対して、ちょっと私の調査したことも含めて御説明しましたが、議運の委員会で事実として、なんで早くやるだいって話も出たっていうことを、提案の前に、これをあわせて同じことですから、御説明したということであります。どうでしょうか。今、議長、そういうわけでそういう意見が出ましたが。

**塩原政治委員** 意見が出たのはいいんだけど、当然いろいろな考え方があるから。ただ前回の14日の状況では、1月1日施行も含めた上で、会派に帰って、持ち帰って相談してもらいたいって話でやったんだから、それが会派として、だから、その会派としてほとんどの人が反対してるのか、おおむねの人が反対してるのかってそういう話も聞いてく必要があるんじゃないでしょうか。

**委員長** じゃあ今、そういう議長からそういう部分について聞いていく必要があるということがありましたので、少し会派の状況をお聞きしてよろしいですか。当会派からじゃあ先に。我が会派は1月1日の施行でいくべきだという意見で3名とも一致しております。

**副委員長** うちは、要はこの条例に書かれていることが、1月1日施行によってすべて100%達成、やらなければならないのならば問題だけれども、そうでないのならばいいと。

古厩圭吾委員 うちのほうでは、正直言って、若干その命題がわからないというようなことをおっしゃる方もいるもんで、だもんで、たまたま議運のメンバーでもあるもんで、じゃあそこで正副議長のところでお話直接お聞きいただいたほうがわかりいいだろうと。だからそこで命題がわからない部分とか、疑問に思っている点については、聞いてもらったほうが正しいだろうと。おれの主観で勝手にというよりもはるかに、という意味も込めてね、そちらの機会に聞いてくれと、こういう話はしました。ただ全体的な内容としては、ある面ではいろんな

問題点があった時に、あんまり早く慌てただけじゃ難しいじゃんみたいな思いがある人もいる。それが複数いる というふうにおれは受けとめています。ただし、絶対だめだよという意味で言ってることではないということは 感じています。まあその辺です。

中野長勲委員 市政同志会も、ひと時はなんで1日からやるんだという意見も出ていたようだけれど、いろいると説明をしたり、委員長からお聞きしたような内容で説明したんだけど、きのうの議運の結果はね、私のところはまだ聞いてないもんだから、何とも言えないけど、1月1日で我が会派でいくよという意見を統一をしておきました。

**鈴木明子委員** この委員長の説明を受けてね、例えば12月議会で決まれば、翌月の1日から施行が、他の自治体の例でもそうだっていうような話の中ではね、1月1日施行もあるかということでありました。あと、市民が、議会が、塩尻市議会が基本条例を制定したっていうふうに受けとめた時に、実際の施行はね、ずっと先にいって4月1日からですよ。しかも任期がもうちょっとで切れるという時にやりますよっていうのでは、3月議会もまだあることだから、やっぱり決まった以上は施行を早くして、できるだけ市民に対して、そういう誠実に対応するという議会になろうと頑張ってるんだよということはやっぱり示していく必要があるかなというふうに思います。

#### 委員長 市民派連合さんは。

小野光明委員 うちの会派、若干意見は違う部分もあるんですけど、基本的には1月1日ではなくて、4月1日でいいのではないかと。その温度差はやはりある中で、やっても、最終的にですね、後ろ向きな中でやるんではやはり意味がないと。その温度差を少しでも埋めるような努力をしてやっておかないと、先ほど言いました推進組織の考え方もそうですし、ここの特別委員会がどうなるのかっていうのも含めて、もし、ここ22日に採決するのであれば、やはり1月1日の施行には大分抵抗があって、4月1日でいいのではないかと。どうしても、ここは私の個人的な考えなんですけど、いわゆる議運であれだけ意見が出てきたというのが、やはり温度差があるなというのをすごく感じた点でありまして、それまでの全協の中でほとんど意見が出ない中でどっと出たっていうのは、やはりそれぞれ考え方なり、理解の仕方に差があって、それを埋めておかないとですね、やはり施行に対する考え方は人それぞれかもしれないですけど、やはり議会基本条例である以上、議員の意識を少しでも埋めてやっていかないと、何か後ろ向きで形だけ整えて全会一致では、やはりまずいと思うので、そういった意味も含めて、6人がもしここでやるのならば、そこの部分は4月1日、施行日については改めてほしいということです。もし補足があれば。

丸山寿子委員 補足というか、もともと二人は全然意見が違うもんであれなんですけど。この前ちょっと済みません、途中で退席してしまって、その日にまず1回、会派会があって、きょう午前中やりました。なので、全員一致ではないんですが、多数決で会派を統一しろと言われたら、小野委員の言ったほうの、危惧する部分っていうか、急ぎすぎて、みんなの、議員のみんなの理解と、それから一丸となってやっぱりやっていかないと、自分たちで決めたことなので、そこの辺がどうかという心配。反対というのではなくて、心配なので4月1日のほうが十分やれるんではないかという意味の意見の人のほうが、多数決すれば多かったということです。私は、そうでなくて、1月1日なら1月1日でと思ってるほうなんですけど、やはり間に合うかどうかと言いながら、頑張って委員会でやってきたところあるんですけれど、自分たちが議論してやってきたこと、今の任期中にまずと

もかくやることが一つのやっぱり提案してやってきた中で、自分たちの責任も持ってきちんとやり遂げられるという意味で、もし1月1日にということで制定するならば、やはり推進組織のことだとか、そういった細かいきちんとしたことを責任を持って、ともかく詰めて一生懸命やってくという意味で、1月1日に賛成という者も会派の中にはいるということです。以上です。

中原輝明委員 うちのほうは、施行日は4月1日と。そういうことで決定して、その意思はかたい。これだけ 伝えておく。あとはなし。説明はしないで、説明はな。

塩原政治委員 先ほどうちの会派で会長さんから議運の人間の話が出ましたけれど、きのうのお話させてもらったところで、議運の中で言いたいことは言わせてもらうと。ただし、1月1日ということになれば、自分は別に反対するものではないということですので、その面がまず一つ。それともう一つですね、この委員会がこの後どうなるかってのが決まってからの話であって、今からそれを考えることが自分は大体おかしいと思う。なぜかっていうと、これでもし、あした上程して、皆さんに承認されれば、当然委員会は消滅。どういう形で消滅するかってことも自分は言ってない。自分の案としては、基本的にはもしそうなった場合には、今の委員の皆さんに任期いっぱい、要するに推進委員のほうと同じ仕事を今の委員会のままでやっていただきたいという希望があります。それでどうするかという。それともう一つ、4月1日に施行日ということは、試行錯誤も何もなしで条例を決めただけで我々の任期が終了すると。それは自分としては非常に、議員としては不誠実なことだと思います。1月1日にものをやるならやって、その中でいろんな不都合とかいろんなものを少しまた推進委員会というか、今の委員会の皆さんに検討してもらうのも必要ではないかなと。自分はそんなことを考えています。だから、その辺がね、結論を出してもらえば、そのとおりに諮りたいと思います。

**委員長** 会派の状況をお聞きしました。一応議論を。まだ御意見があればですが、もしなければ提案するしないをここで決をとる。

小野光明委員 今議長がおっしゃった、やっぱり以降のですね、考え方が違っていて、この特別委員会がどうなるって話も知らない人もいるでしょうし、推進組織もどうなるっていうところのとらえ方だと思うんですよね。1月1日に施行しないとそういうことができない。必ずしも4月1日だから、そういうことを一切できないっていうことではなくて、そこがまだ見えてない人が多いので、そこも説明するのかしないのかっていうのはありますけど、たぶん4月1日だからといって、何もしないっていう、そのとらえ方の違いだと思いますね、それは。たぶん4月1日は、その間しないっていうんじゃなくて、まだまだ間にいろんな課題があることを埋めましょうという考え方ですし、1月1日にやらないとその後がというのは多分裏腹で、そのやっぱり考え方の違いが出てるのかなっていうことがあるので、ここでこの後、説明がどうのっていうのがありますけど、若干こう裏腹なのかなというふうに思いました。

塩原政治委員 今ここで議論する必要はございませんけど、1月1日がだめで4月1日がいいっていう議論がはっきりすれば、それはそれで結構だと思います。ただし、1月1日はだめ、だけど4月1日になれば全員賛成になるっていう考え方は甘いんじゃないかと。条例つくる委員会は。そういう中では1月1日か4月1日かどちらかを選択すべきって時には、例えば4月1日の人は、4月1日がこういうメリットがあって、こういう形だから1月1日よりいいですよっていう説明がないと、説得力はないんじゃないかなと自分は思ってます。そんな面ではね、要するに、少なくてもあれは一致しているわけですね。おおむねこれで内容はよろしいと。そして、こ

れはいずれにしても本年12月にしても3月にしても、今のお話を聞いた限りでは12月の制定はほとんどいいんじゃないかというお話のように聞こえました。その中では1月1日の、要するに施行日をするか、4月1日づけにするかの2点に絞られてくるかなという気はします。その中でまた議論してもらって、決めていただいた方向でいいと思います。

小野光明委員 すると、いいですかね。同じことなんですけど、いわゆる今任期中は何をするのってことが、まだまだね、見えてない議員が多い。1日なり、4月。1月1日なり、4月1日なり、同じことなんですけど、推進組織なり含めて、じゃあその議運で出てる中で、1月1日だと、任期中に1回説明会をやらなきゃ、報告会をやらなきゃいけないじゃないかというふうに思う人もいるし、そこはそれぞれなんですよね。だからその任期中にどうするかっていうのが、多分まだ、ここも見えてない人は見えてないんですけど、そこのところがやっぱりね、どうするかっていうことにもなりますけど。

**副委員長** 推進組織が今後のことで一番大事になると思います。推進組織を設置するのに、条例のきちっとしたものがあればどうしてもつくらなきゃいけないんですよね。施行されてなければ、つくらないままずるずる行っちゃうんですよ。可能性は高いんですよ。今みたいな議論があって、どうする。、ああするっていうような議論が重なって。で、4月1日になったところで、何も具体的に何も決まってないっていう状況が十分私は想定できると思うんですが。あくまで、まずは推進組織をこの条例のもとにつくって、そこで3月までに一体どういうことをやっていくのかということをまず決めておかないと、4月1日からすぐ実効性のあるものにはならないと思います。

中原輝明委員 こうやって話を聞いてるとさ、それぞれのここで責任者が代表して話をしているわけだが、家庭へ帰りゃ幾色も出てて、いよいよ施行日はこうだ、ああだといった時に統一できないじゃない。その人はその人なりの、数じゃないの。1日って人と、4月1日って人と、必ず分かれると思うで。それを統一する責任までここにあるかないかって。本当は統一したほうがいいと思うが、うちのほうはやっぱり理由づけって言えば、もう任期も終わる、まさに終わるところだ。それで1日にやって、それじゃあうんと効果あるか、4月に延ばしてどこが効果がないか。これははっきり言えば、さっきも途中でいろいろやってるけども、そんな手立てができる余裕はないだ。てんでにいよいよ選挙戦に入っちゃって。だで。そういう準備をする人がいろいろ言う手前に、なぜ1日に、12月暮れに出して1日にやらなきゃいけないかという。これだって聞かれた時に、改めて1日だ、仕期だってこれで終わっちゃうで1日だっていいじゃないかという考えの人もいると思うだよ。それで、今こでいろいろ言って、皆さんはいい人は1日にやりたいっていう、これは事情もわかるが。こういう全部意見が出た中で集約しましょ。これは行ったり来たりしてるっきりで。これはこれ以上変わりがないって言ってるだで。だから、その中で話しりゃ、おれはどう変わるか。それは皆さまの意見に従わなきゃいけないと思っているわけさ。

中野長勲委員 最初はね、12月の議会最終日に提案して1月1日からということで十何回もやってきたわけだよね。それでその間に条例もできて、パブリックコメントもかけたし、議員に対してもね、意見があったらどうぞということで時間をとってやってきてね、さあいよいよ1月1日に施行する、12月のこの最終日に提案するという時にね、1日や2日前にね、おかしいと思うよ。今、副委員長も言ってくれたけど、やはりね、条例を施行して、それからやらなきゃいけないことがあると思う。おれはそう思うもんでね。だけど今までやってきた

経過がね、何か我々のやることに電柱の陰から石投げられるような感じでね、本当にむかつく。本当に。

小野光明委員 じゃあ、我々は石投げた中に入るんですか。いいですかね。私もこの場の議論はいいです。でもパブリックコメントもなかった、議員からも出なかった、でも議運の中でこれだけですね、意見が出てきた以上は、やはりそれ尊重していただかないといけないでしょうし、それだけやっぱり温度差があるっていうことも、この委員会では把握すべきだなということはあると思います。一番思ったのは、前回の議運の時に、資料は初めて見たって人がいるっていうのはやっぱり問題なのかなと。やはりこういう気でやりながら、それはやはりそれはね、やはりそれだけ何て言うのかな。確かにここの特別委員会はしっかり議論したと思うけども、やはりその各会派の中の議論のあり方も多分それぞれさまざまであったでしょうし、やはりそういう意味で、やはりそういう温度差があったということが私は意外だったし、それはやはりね、温度差があるってことを認識してもらって、しっかりこの場はこの場で議論すべきだってことを申し上げたい。

中野長勲委員 今、委員長が言うこともね。

委員長 まず中野委員で、次に鈴木委員。

中野長勲委員 委員長の言うことも、議運の委員長に今度なられて、議運をやってくのにね、大変ここへ来て 意見が一気に出たという感じらしいけど、それもね、これもちゃんと会議録に残ると思うけどね、何かこう不自 然な点があると思う。

小野光明委員 だけど現実には。

中野長勲委員 現実には出ているかもしれない。我々は、議運の話は聞いてないからね。議運の立場だけでしか聞いてないんだけども。その辺のところはね、温度差って言うけれど、理解ができない温度差だよね。おれはそう思う。理解をしないってことは勉強不足だということもある。私も議長をやらせてもらって、定数条例を変えた時にも大変苦労した。今回、議長が塩原議長さんにかわられて、議長諮問でこういったことをやられてこられてね、最初からこの12月には提案するということになっているんだよ。それを知らないで、今ここへ来てね、覆されるってのはね、本当、理解できないです。

中原輝明委員 ちょっといい。

委員長 先に鈴木委員。

**鈴木明子委員** 4月実施がなぜいいのかっていうのはちょっと私、市民に対してどのように説明するのかなっていうふうに思いますが、提案自体を温度差が埋まるまで、3月議会まで延ばせっていうならこれはちょっと整合するのかなと思いますが、決めるだけは決めてもいいよと。でも実際にやるのは4月からっていう、それについての説明がつくのかなというのが一つと、それでもう一つは、議会基本条例の逐条条項を読んでいただいた時に、例えば推進組織が、何て言うの、やることがきちんと決まっていなければできないことばかりじゃないわけで、もう既にこの条例としての条項を見ていただくと、議員として、今までだってやってきていたことの追認のような条項もいっぱいあるわけですけど、より市民にこういうことで、こういう立場で私たちはやってきますってことを表明したわけで、それが、例えば議員活動の原則だとか、そういうようなことっていうことは、何が決まっていなくてもこの条項が決まっていれば、できることではないかなというふうに思っていて、できることをできるところからって言うか、条例を制定した以上はそういうふうにやっていって、来年に関して言えば、4月のところで議員の選挙があるっていうことでメンバーが入れかわる可能性もあるわけですので、実際に例えば議

会報告会や何かがその手前のところでやらなければいけないっていうふうに決めてあるわけではないのでね。それは実際に応じてやればいいことだと思うんですけど、ただ議員としてどういう活動をしていくかっていうその原理原則みたいな条項については、あしたからでもできる、やってけることではないかなというふうに思うので、委員長がさっき言われたことも含めて、1月1日から。12月の議会に提案した以上は、1月1日からやってくっていうのが、市民の皆さんから見て当然のことじゃないかなというふうに思います。

中原輝明委員 ただ市民が、今そんな話に、議会は屈しちゃいけないが、見てる人か見てないか。パブリックコメントだって何もないなんてことは大体関心がないってことだ、議会に対して。それでは、おれたちがいくら焦っても、それを回復、目覚めさせようと思っても、まず目覚める可能性は薄いと思う。それで、言いたいのはやっぱし、施行日はここで決定しないで個々の意見にするのか、あるいはここで方向を、議論をして方向を出すのか、二つに一つきりないんじゃないの。おれは、さっきから聞いてるけれども、おれはこうだって言ってるが、やっぱりみんなの意見を出している中で、小だか大の方向を出してもらえばいいんじゃないだ。ほかのことをやっててもらちあかんぞ、行ったり来たりしてるっきりだで。

**委員長** それでは、集約と申しますか、したいと思いますが、原案は前の、きょう資料一貫して1月1日で施行日をしてまいりましたし、委員会等では、スケジュールの段階で12月定例会に出して、施行についても1月、繰り返しになりますが、ということでやってまいりました。挙手ではなくてよろしいですかね。一応1月1日の方向の意見が多いかと思いますが、本委員会としては1月1日にて、あすの本会議に、どうぞどうぞ。

小野光明委員 先ほど申し上げたとおり、1月1日ではなく、4月1日と私は考えますので、1月1日については異議を申し上げます。

**委員長** 小野委員から4月1日の。で、12月議会に提案することについては異論はないということですね。 小野光明委員 ただそこの1月1日についてはやはり。

中原輝明委員 おれも同じだからな。

小野光明委員 そう。だからそこを分けてもらわないと。

**委員長** じゃあ分けて。

**小野光明委員** まずは附則の部分もどうするかを決めてください。それと別ですんで。

**委員長** じゃあまず、

小野光明委員 附則の1月1日の部分をどうするか。

**委員長** 1月1日の部分をどうするかですね。今、御提案がございました、附則の施行日を4月1日のほうが。 中原輝明委員 1日が、やって決めれば、まあいいね、任すで。

**委員長** 4月1日という提案がございましたが、これについてもう意見は言い尽くしたと思いますので、では 採決でよろしいでしょうか。では今、4月1日。

中原輝明委員 ちょっと待って。採決でいいかいけないか、みんなに確認して。

委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認めます。それでは4月1日という提案に対して、賛成の挙手を求めます。

〔 挙手少数 〕

**委員長** 賛成少数でよろしいでしょうか。それでは4月1日の提案については否決となりました。それでは、本委員会のこの提案どおり1月1日を施行日とすることについて、あすの本会議に提案することについて諮りたいと思いますが。

**小野光明委員** 待ってくれ、ちょっと一緒にしちゃいけないですよ。 1月1日がどうかっていうのは、決しましたとしないと。一緒にしちゃうとちょっとおかしくなるので。

委員長 済みません。

委員長 施行日は、じゃあ1月1日に決しました。で終わりですね。

提案をあすするかについて、もう一度確認ではございますが、ではよろしいでしょうか。あすの本会議に当委 員会として本条例案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** ありがとうございます。それではあす、本会議にて提案をさせていただきたいと思います。事務局、 提案について確認することありますか。

事務局次長 それでは一応、提案の今、決定をされました。書式と言いますか、資料の2 - 1 を見ていただき たいと思いますけれども、議会第1号として、塩尻市議会基本条例を提案をしたいということであります。

それで、ずっと4ページを開いていただきたいと思いますけれども、4ページの下になりますけれども、附則の関係は先ほどお話のあったとおりでございますし、平成22年12月22日塩尻市議会基本条例特別委員会委員長金子勝寿ということでもって議員提案をしてきたいと思います。

それで、関係資料でございますけれども、関係資料については隣の2 - 2 の資料になりますけれども、提案理由といたしましては、議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、市の将来を市民とともに考え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的として、この条例を制定するものであるということでもって、提出していただいております。

概要につきましては、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と市長との関係、その他議会に関する基本的な事項を定めるものであるということで、施行については、先ほどお話があったように、平成23年1月1日から施行するということでもって提出をしたいと思います。

それからあわせまして、2 - 3のところになりますけれども、資料でありますが、これは議会にはかけませんけども、議会報告会の実施要綱ということで告示をしたいということで、1月1日の告示になりますけれども、告示行為を行っていきたいというものであります。それで、そこの施行のところ、一番下ですけれども、になってますけれども、平成23年1月1日ということでもって提出をしたいということであります。

それからあと、資料の2-4と、2-5につきましては、これは内規ということでありますので、このようなことでもって今まで御検討いただきました議会基本条例推進組織の設置要綱と、文書質問申し合わせ事項を議題として、これを案をとって、可決された場合は、案をとって実行していきたいということであります。それで、先ほどから意見出ていますけども、この内規につきましてですね、まだちょっと各議員さん、すべての方々が御承知ない場合もあるということでありますので、済みません、きょうはここに修正する前の内規をですね、コピーしてありますので。

**委員長** 修正したものを。修正ないか。ないですね、ごめんなさい。

事務局次長 修正しているときょう間に合わないものですから、これでちょっと。その他で、これ済みません、 やらせてもらえますか。一応そういうことでもって議案のほうは、条例のほうを提案していきたいということで ありますので。

**委員長** じゃあ、提案については以上のとおりですが、資料 2 - 1のとおりですが、先ほど議会報告会の件については訂正をしたものを本会議のほうへ提出をしたいということでございます。また、ちょっと本委員会から出すことについて一応もう一度説明を。自治法の話もしておいたほうが、より理解も進むかと思いますが。次長、お願いします。

事務局次長 委員会の提案につきましては、前回も御説明しましたけども、平成18年の自治法の改正によりまして、各常任委員会からの提案ができるようになりまして、その読みかえとして特別委員会も提案ができるということでもって自治法に書いてございます。それに基づいて、特別委員会として提案をしていきたいというものでありますのでお願いをしたいと思います。議会運営委員会の中では、今まで議会運営委員会として出していく、あるいは議員さんの提案として出されているということで出てきてましたけれども、平成18年の改正以降、ついてこの特別委員会の提案は今回初めてになるかと思いますけれども、これは一つの前例になってくるんではないかということでもって、今回特別委員会ということの、自治法に基づいて提案をしていきたいというものでありますので、お願いしたいと思います。。

**委員長** 以上です。それでは提案についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### その他

**委員長** それでは、その他のほうに、(2)その他。じゃあ副委員長から。

**副委員長** あす上程ということが決まりましたので、あすの可決成立した場合にですね、速やかに推進組織の 人選に入っていかないといけないと思いますが、委員会として議長に速やかに人選に入っていただくような申し 入れをしたほうがいいと思うんですが、よろしければそんな段取りをとりたいと思いますがいかがでしょうか。

**委員長** 今、副委員長からそういった提案がございましたが、皆様、御意見、質問でもいいですが、何かございますか。

中原輝明委員 それは任せてもいいが、おれは抜かしてほしい。これだけ遠慮しておくで。

**副委員長** それは、議長がやることになってますので。

中原輝明委員 会派の中であるかないかなんて言っちゃいけないけどさ、おれはかたく辞退しておく。

**副委員長** それは議長に言っておいてください。

塩原政治委員 どうも大変御苦労さまでございました。この上程ということになりましたけども、先ほどちらっと、ちょっと口をすべらせたんですけど、基本的にもし、あした成立した場合には、この委員会が主体となってやっていただく方向で決めていきたいと自分は思ってます。そこで、もし今、中原さんから提案がありましたような会派がございましたら、また申し出ておいていただければ。それで、また万が一、否決された場合には、済みませんけど、皆様また3月の上程目指して努力していただきたいと、そんなふうに思います。

**小野光明委員** 1点、確認ですけど、先ほど特別委員会は、成立すれば解散になるんですよね。で、推進組織が立ち上がると。そのまま看板が変わるというのと、改めてできるわけですよね。一回これが、特別委員会がな

くなるわけですよね。もう解散して。改めてつくるということですね。そうなら、その解散ていうのはどのくらいに。

**委員長** 解散っていう。ちょっとその先、事務局もし。

小野光明委員 その言葉上の。

事務局次長 特別委員会の設置と解散については、議会で提出することになりますので、もしそこでもってなれば、3月の定例会で行うようになるかと思いますので。それで、それまでの間はこの特別委員会はあるんですけれども、これは、先ほど議長さんのほうで、条例制定された時点ではこれはもう解散だというお話あったんですけど、この前もちょっとお話したように、設置の時の議会運営委員会のほうでは、引き続き、例えば今の問題点なんかあったとするのも、この委員会でもってある程度処理ができるような形で、制定という言葉をとるということでもって、議会基本条例制定特別委員会の制定ということでなくて、議会基本条例特別委員会ということになってますので、任期中についてと言いますか、その辺のところも、ここでもって制定した時点でもってこれが終わるということになれば、終わるもので結構だと思いますし、その辺のところは今後検討されていただくところかなと思いますけども。一応、制定のところでもってやめるということになれば。

**塩原政治委員** やめたらいくけど、基本的には議決されるわけでしょ。しないでいいわけ。しないでいいわけ、 議決は、今回は。

事務局次長します。

**塩原政治委員** でしょ。だから、それはそのまま推進委員をやっていただいても、両方ダブるけど、結局仕事がない。仕事をしないということで、推進委員のほうの仕事をしていただくということで。それで、3月議会でもって正式に解散していく場合にはしていくんじゃないです。違いますか。そうですね。そういう意味で言ったけど。

委員長 わかりました。よろしいですか。ちょっと状況がよくわからない。

**塩原政治委員** 今のこの委員会は議決をしなければいけないということですので、この12月の議決というとまた忙しくなりますので、3月の定例会で解散のあれをしていただく。それまでは皆さんに推進委員会と、それからこの委員会の、特別委員会の両方を兼任してもらうことになりますけど、こちらのほうの仕事はなくて、推進委員会のほうの仕事のほうが主になっていただくということです。

**小野光明委員** ちょっと確認していいですか。先に、副委員長が速やかにってあったんですが、それはどうなるんですか。

**副委員長** 条例上、推進委員は、正副議長と議長が指名する者をもって構成すると書いてあるので、議長に指名してもらわないといけないので、その手続きを議長にお願いしたいということ。議長が今言ったのは、皆さんを指名したいということです。

小野光明委員 後の話でね。あくまで成立後ですね。

塩原政治委員 できたら、皆さんにお願いしたいという話です。

**委員長** はい、わかりました。よくわかりました。じゃあ、これについてはここまででいいですか。もうちょっと先の話じゃなく、まずあすということで。では、そういう意向があるということを御承知おきいただき、また中原委員の御意見も辞退ということで対処します、ということで。それでは、一応、その他、もう一個。はい、

事務局。

事務局次長 済みません。先ほどの続きになりますけれども、そういうことで要綱等がまだ御存じない委員さんもおいでになるということでありますので、会派ごとにですね、配付してもらいます。先ほどもちょっと言いましたように、今回ちょっと修正がかかってる部分が修正できていないもんですから、その辺のところは御了解いただいて、会派の皆さんにお話していただきながら、これをあす、済みませんけどもお願いをしたいと思います。それで、なぜきょうちょっと持ってっていただくということになりますけども、あす追加議案がありますけども、これはあくまで先ほどの条例は議決事項ですけど、これは議決事項ではありませんので、同時にこうやって私たちが配っちゃうと、これも議決事項の段取りに入るかとちょっと誤解される部分があるものですから、済みません、そういうことでもってきょう持っていっていただきたいということと、それから先ほどの議会基本条例については、あすは市のほうから提案される追加の議案は各会派のほうへお配りしますけれども、議会提案については本会議のほうへ朝置かせていただきますので、この議案は。そんなようなことでもってお願いをしたいと思います。

**委員長** よろしいでしょうか。確認ですが、変更するのはこの文書質問の申し合わせ事項の9に、先ほどの議事録と同等の扱いを入れるのみですね。

事務局次長 そうです。

委員長 わかりました。事務局、よろしいでしょうか。

事務局次長 条例はもう。

委員長 よろしいですか。

事務局次長 はい、結構です。

**委員長** はい、それでは、最後議長ごあいさつして。

中原輝明委員 そんなにいろいろいらないぞ、ごあいさつは。

**委員長** いいですか。失礼しました。では、大変ありがとうございました。そんなわけで、非常に長い時間、御尽力いただき、また、本当になかなかスムーズな議事運営とはいきませんでした。本当に皆様、ありがとうございました。あした、この条例が成就するよう、よろしくお願いをして、本、第15回の基本条例特別委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午後2時33分 閉会

平成22年12月22日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長金子勝寿印